

さいたま市契約公報 臨時号外第 7 号 令和 6 年 1 2 月 2 0 日 発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
---	---

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1 件）

○さいたま市住民税非課税世帯物価高支援給付金総合事務業務……………	1
-----------------------------------	---

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第 1 0 6 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市住民税非課税世帯物価高支援給付金総合事務業務

(2) 履行場所

受託者の管理する作業場等

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「文書管理」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 人口３０万人以上の市において、国の令和４年度子育て世帯等臨時特別支援事業として実施された電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（１世帯当たり５万円）、国の令和５年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した低所得世帯支援のための給付金（１世帯当たり３万円）、国の令和５年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯支援のための給付金（１世帯当たり７万円）又は令和６年度低所得者支援給付金（１世帯当たり１０万円）・定額減税補足給付金のいずれかの給付金給付事務に係る申請書等の印刷・発送、返送された申請書類の審査、コールセンター運営、相談・申請窓口の運営を総合的に実施する業務委託契約を締結し、それを適正に履行した実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課
担当　給付金事業担当　電話　０４８（８２９）１５４４

(2) 交付期間

公告の日から令和６年１２月２５日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和７年１月６日（月）まで（休日を除く午前９時から午後５時まで。ただし、１月６日（月）については、午後３時まで）

(3) 受付場所

３(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付期間

令和7年1月9日（木）午後1時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年1月9日（木）必着とし、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）等の方法により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月10日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月10日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

電話 048（829）1252 FAX 048（829）1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

General administrative services for the Relief Benefit to Assist Lower-Income Families in Saitama City with the Rising Cost of Living

(2) Date and time of tender:

January 10, 2025, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

General Affairs Division, Department of Social Welfare, Welfare Bureau, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1252